

輪島市監査公表第22号

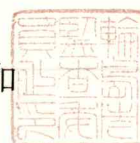
平成29年10月25日付発監査第180号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年12月11日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





収 税 第 585 号

平成29年11月29日

輪島市監査委員 高 野 哲 男 様

輪島市監査委員 漆 谷 豊 和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 税 務 課

監査執行年月日 平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>徴収率アップに向け、引きつづき滞納額縮小に取り組んでいただきたい。</p>	<p>滞納額の縮小については、引きつづき不誠実な滞納者、或いは誓約不履行者に対し預金債権等の調査を徹底して行い、差押等の滞納処分を効果的に実施することとともに、奥能登地区地方税滞納整理機構との連携を強化し、インターネット公売等実施していくことにより、更なる滞納額縮小に努めます。</p> <p>また、コンビニ収納の導入を検討し、納税者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>措置方針等</p>